

旭川市建設工事請負契約等に係る事前公表の試行要領

(目的)

第1条 本市発注建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約における入札・契約に関する情報を試行的に公表し、透明性・競争性を高めるとともに、より公正な手続きを進めるため必要な事項を定めるものである。

(公表対象)

第2条 本市が競争入札により発注する130万円を超える建設工事の請負契約並びに50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約における設計金額を対象とする。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、一般競争入札によるものは、公告に設計金額を掲載して行うものとし、指名競争入札によるものは、指名通知に掲載して行うものとする。

(入札執行条件)

第4条 事前公表を実施した入札については、旭川市契約事務取扱規則に定めるもののほか、次の事項を執行条件とする。

- (1) 設計金額を超える金額の入札は、失格とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し不調とする。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。